

No.		更新日
1	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 既存住宅とはなんですか</p> <p><b>回答</b> 本事業において既存住宅とは、リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む）をいいます。以下に該当する建物や居室の窓は、原則、補助対象になりません。 ①不動産登記や固定資産の課税において、住宅以外の用途に分類される ②（①が住宅であっても）現に住宅以外の用途に使用している（店舗や施設等）</p>	2026/04/10
2	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 戸建住宅、集合住宅の違いはなんですか</p> <p><b>回答</b> 本事業では、戸建住宅とは、1つの住戸を有する建物をいいます。集合住宅とは、2つ以上の住戸を有する建物（二世帯住宅、マンション、長屋を含む）をいいます。</p>	2026/04/10
3	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 中高層集合住宅（4階以上）の3階以下にある住戸は、低層集合住宅として扱いますか</p> <p><b>回答</b> 本事業では、対象住宅の所在する階に関わらず、以下のとおり扱います。 地上階が3階以下の建物のすべての住戸を「低層集合住宅」 地上階が4階以上の建物のすべての住戸を「中高層集合住宅」</p>	2026/04/10
4	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> いわゆる二世帯住宅に窓のリフォーム工事をする場合、2戸として申請できますか</p> <p><b>回答</b> いわゆる二世帯住宅であっても、戸当たりの補助上限（100万円）を超えない限り、1戸の住宅として申請いただいて差支えありません。戸当たり補助上限以上の窓のリフォーム工事を行った場合、2住戸であることの確認が必要になりますので、別途、図面等の追加書類の提出を求めます。なお、住宅の戸数の数え方は、住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等における戸数の算定によります。具体的には内部の構造が自由に行き来できるのであれば1戸、内部で行き来できず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸として扱います。</p>	2026/04/10
5	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 新築工事で設置した窓を交付申請できますか</p> <p><b>回答</b> 新築工事はリフォーム工事にあらず、補助対象になりません。</p>	2026/04/10
6	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 別荘や賃貸住宅、シェアハウス、庫裏に窓のリフォーム工事をする場合、住宅として対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 要件を満たす場合は、住宅として対象になります。なお、不動産登記上「居宅」「共同住宅」であっても、宿泊施設として営業している等、住宅以外の用途で使用している場合、住宅としての補助対象にはなりません。非住宅建築物の補助要件を満たす場合、非住宅建築物として補助対象になります。</p>	2026/04/10
7	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 店舗兼用住宅（複合用途）に窓のリフォーム工事をする場合、住宅として対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 兼用住宅であっても、住宅部分に行った窓のリフォーム工事は住宅として補助対象になります。住宅部分以外の窓のリフォーム工事は、当該兼用住宅が、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地している場合に限り、非住宅建築物として補助対象になります。</p>	2026/04/10
8	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> 倉庫、店舗等（住宅以外の用途）からリフォーム時に住宅に用途変更（コンバージョン）した場合は、対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 本事業は、用途変更を伴う工事であっても、交付申請時点で住宅であることが確認できる場合には住宅として補助対象になります。住宅部分以外の窓のリフォーム工事は、非住宅建築物として補助対象になる場合に限り、交付申請が可能です。</p>	2026/04/10
9	住宅リフォーム:住宅	
	<p><b>問</b> リフォーム前後で戸数が異なる場合、どちらの戸数で申請できますか</p> <p><b>回答</b> リフォーム後の戸数で交付申請を行ってください。</p>	2026/04/10
10	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 工事請負契約を、注文書と注文請書や、電子契約で締結した場合も対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 工事請負契約を注文書及び注文請書（請書）で取り交わす場合や、電子契約で締結した場合も、補助対象になります。ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。</p>	2026/04/10
11	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 工事請負契約を（夫婦や親子等）複数名義（連名）で締結する場合も対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 補助対象になります。発注者のうち、要件を満たす代表者を共同事業者として申請してください。</p>	2026/04/10
12	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 1戸の住宅について、複数回に分けて行った窓のリフォーム工事を、それぞれ申請できますか</p> <p><b>回答</b> 1戸あたりの補助上限額の範囲で、複数回、交付申請することはできますが、交付申請ごとに要件を満たす必要があります。</p>	2026/04/10
13	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 1戸の住宅について、同じ事業者が複数回に分けて行った窓のリフォーム工事を、まとめて申請できますか（複数契約）</p> <p><b>回答</b> 申請できます。ただし、すべての工事請負契約で要件を満たしている必要があります。なお、ドアについては、同一住戸の窓の改修と同一契約内で工事を行い、窓と同時に交付申請する場合に限り、補助対象になります。（やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、事務局にご相談ください。）</p>	2026/04/10
14	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 1戸の住宅について、複数の事業者が行う窓のリフォーム工事を、まとめて申請できますか（分離発注）</p> <p><b>回答</b> 分離発注で工事を行った場合、個々の事業者がそれぞれ交付申請を行ってください。なお、申請ごとに要件を満たす必要があります。</p>	2026/04/10
15	住宅リフォーム:契約締結	
	<p><b>問</b> 自社が保有する住宅に自社で行う窓のリフォーム工事や、DIY（自ら行う工事）は、対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 工事請負契約を伴わない窓のリフォーム工事は対象になりません。</p>	2026/04/10

No.		更新日
16	住宅リフォーム:契約締結	
	問	買取再販業者が行う窓のリフォーム工事は、対象になりますか
	回答	買取再販業者が別の施工業者に窓のリフォーム工事を発注する場合は、補助対象になります。買取再販業者が自らリフォーム工事を行う場合（工事請負契約が無い場合）は、補助対象になりません。
17	住宅リフォーム:契約締結	
	問	メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか
	回答	登録事業者であり、請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。なお、必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。
18	住宅リフォーム:契約締結	
	問	住宅の所有者等が対象製品を購入し、その取付を事業者に依頼する工事は対象になりますか
	回答	いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、対象製品費用を含めて請負契約を締結しているものが補助対象です。
19	住宅リフォーム:契約締結	
	問	個人事業主である請負者に、同一人格で発注する請負契約を締結することはできますか
	回答	発注者と受注者が同一人物となるため契約が成立したとは認められません。民法によれば、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が責務を負うことを合意することによって成立するものとされています。
20	住宅リフォーム:契約締結	
	問	個人事業主が自らの工務店で行う窓のリフォーム工事は対象になりますか
	回答	対象になりません。ただし、発注者が、自己の経営する法人（異なる人格）である工務店に工事を発注する場合には補助対象になります。
21	住宅リフォーム:契約締結	
	問	分譲マンションの管理組合が行う窓のリフォーム工事は対象になりますか
	回答	全住戸分を一括して交付申請することはできません。補助対象になります。ただし、既に各住戸が窓のリフォーム工事を申請している場合、住戸毎の補助額の上限以上の申請については、減額される場合があります。
22	住宅リフォーム:契約締結	
	問	複数棟のマンションについて、管理組合が窓のリフォーム工事を行う場合、工事請負契約書は1部で締結してもいいですか また、一つの交付申請で手続きできますか
	回答	管理組合または全住戸の所有者が行う窓のリフォーム工事が複数の建物（棟）にわたる場合、申請は建物（棟）ごとに交付申請を行ってください。複数棟の窓のリフォーム工事について一つの工事請負契約書で締結している場合は、それぞれの交付申請に同じ工事請負契約書を添付してください。不動産登記事項証明書は、各棟の登記をそれぞれ添付してください。
23	住宅リフォーム:契約締結	
	問	補助額未満の金額で契約を締結した場合も補助対象になりますか
	回答	補助対象になりません。本事業は、製品代及び工事費を含む窓のリフォーム工事代金の一部について、補助を行うものであり、補助事業に要する工事費（補助事業に要する経費）が補助額以上である工事が補助対象になります。
24	住宅リフォーム:契約締結	
	問	補助事業に要する工事費（補助事業に要する経費）に含まれる費用は何ですか
	回答	本事業の窓のリフォーム工事費とは①と②の合計です。 ① 本事業の補助対象となる窓（ガラス・ドアを含む）本体の販売価格 ② ①の設置工事費×1.2  ×含まれない費用 ・窓（ガラス・ドアを含む）以外の設備の販売価格とその工事費 ・本事業の補助対象とならない窓（ガラス・ドアを含む）の販売価格とその工事費（他の事業に申請した窓（ガラス・ドアを含む）を含む） ・消費税  ※1 製品の販売価格に含まれる場合、0円とします。 ※2 一般的に設置工事と不可分な費用については、含めて構いません。なお、一式で計上され、製品ごとに分割できない費用は、本事業の補助対象である窓の販売価格の合計金額とその他の製品の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。（個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います）
25	住宅リフォーム:着手	
	問	工事着手（工事着工）とはなんですか
	回答	本事業の工事着手は、契約工事全体（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体）の着手日です。以下は工事着手にはあたりません。現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設
26	住宅リフォーム:工事完了	
	問	工事完了とはなんですか 補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか
	回答	本事業の工事完了とは、補助事業の対象工事が完了することをいいます。工事完了に加え、発注者への引渡し完了後、はじめて交付申請が可能となります。なお、契約工事全体の工事が完了前であっても、住宅・居室ごとに補助事業の対象工事が完了し、発注者への引渡しが完了した場合は、当該住宅・居室ごとに交付申請を行うことが可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。
27	住宅リフォーム:工事完了	
	問	複数の箇所に行う工事を段階的に引渡しを行う場合、それぞれの工事について別々の交付申請（予約）を行うことはできますか
	回答	一つの契約であっても、含まれる複数箇所の工事の完了・引渡し時期が異なる場合、工事が完了し、かつ引渡しが完了した工事ごとに交付申請（一括申請を含む）を行うことが可能です。ただし、それぞれの交付申請ごとに要件を満たす必要があります。なお、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。（補助事業の対象工事の着手時に、契約工事全体の予約を行っていた場合も同様に、上記の条件を満たす場合に限り個別に申請可能です）

No.	更新日
28 住宅リフォーム:工事完了	
問	予約を行った工事について、予約期間内に完了した一部の工事について交付申請を行うことはできますか
回答	可能です。 予約対象のすべての工事が完了前であっても、補助事業の対象工事が完了し、かつ引渡し完了した住宅・居室の工事ごとに交付申請（一括申請を含む）を行うことが可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。 なお、残りの工事については、本事業の要件を満たしていれば、別途交付申請（予約を含む）を行うことが可能です。
29 住宅リフォーム:工事完了	
問	交付申請の予約から交付申請の間で、どのような申請内容の変更なら認められますか
回答	交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。具体的な工事や利用する部材、性能等により補助額が算出できることが必要であり、また、所定の期限内に交付申請を行う必要があります。 予約後は、工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部の工事の取りやめ、設置する製品（型番）の変更は可能です。 その場合も、予約した補助額を交付申請額を超えることはできません。
30 住宅リフォーム:開口部	
問	リユース品（中古品）の設置工事は対象になりますか
回答	補助対象になりません。 本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に補助対象になります。
31 住宅リフォーム:開口部	
問	展示品の設置工事は対象になりますか
回答	本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に補助対象になります。 展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。 ただし、開梱のみであった場合など、対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は補助対象になります。
32 住宅リフォーム:開口部	
問	工事後が従前より性能が下がっている場合も申請できますか
回答	本事業は、住宅の断熱性能等の向上を目的としています。 部分的であっても、これらの性能が損なわれる工事に補助は行いません。
33 住宅リフォーム:開口部	
問	開口部とはなんですか
回答	開口部とは、住宅の外皮（外壁や屋根）に、出入口、採光、通風、換気、眺望を目的として開けられた部分のことをいいます。 本事業は、開口部に行う窓（ガラス・ドア）の工事が補助対象です。 外皮に面しない間仕切りを行う工事は対象になりません。
34 住宅リフォーム:開口部	
問	熱貫流率とはなんですか
回答	住宅の断熱性能を表す指標の一つです。 住宅の壁や窓の外側と内側との間の熱の伝わりやすさを表す数値でU値と表示します。 U値が低いほど、断熱性能が高いことを表します。
35 住宅リフォーム:開口部	
問	障子枠（ガラス＋フレーム）を交換する場合には、ガラス交換に該当しますか 外窓交換（内窓交換）に該当しますか
回答	障子枠（ガラス＋フレーム）のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱いま す。
36 住宅リフォーム:開口部	
問	本事業の性能区分と、「みらいエコ住宅2026事業」の機能（「断熱等」「防犯」等）の両方を満たす製品を設置する場合、どのように申請することができますか
回答	本事業の補助対象となる製品を設置する場合、本事業でのみ補助金の交付申請の提出を行うことができます。 なお、同じ開口部に複数の製品（「内窓」と「外窓」等）を設置しても、両事業を通じて、一つの製品にのみ補助を交付申請できます。
37 住宅リフォーム:開口部	
問	同じ開口部で、外窓と内窓を両方工事した場合、両方申請できますか
回答	それぞれの要件を満たす製品であっても、同一の開口部に行った複数の窓・ガラス・ドアの工事について、それぞれの事業に交付申請を行うことはできません。 また、本事業とみらいエコ住宅2026事業に分けて交付申請を行うこともできません。両事業を通じて、一つの製品にのみ補助を交付申請できます。
38 住宅リフォーム:開口部	
問	対象製品である窓やガラス、ドアの箇所数や大きさは、どう測ればよいですか
回答	対象製品として、事務局に登録されている製品を1箇所（枚）とし、大きさは窓の面積によって区分します。 具体的には性能証明書に記載されているサイズや、発行枚数を確認してください。 不明な場合は使用する製品についてメーカーへご確認ください。
39 住宅リフォーム:開口部	
問	外窓交換（ドア交換）について、カバー工法は補助対象になりますか
回答	設置する窓（ドア）が事務局にカバー工法用の製品として登録されている場合は、補助対象になります。 なお、カバー工法専用製品をはつり工法で取り付けられた場合は、強度や断熱性能を損なうことがあるため、補助対象として取り扱うことはできません。
40 住宅リフォーム:開口部	
問	外窓交換（ドア交換）で、はつり工法用としてのみ登録されている製品をカバー工法で取り付けられた場合も補助対象になりますか
回答	正しい工法で設置されていない場合、補助対象になりません。 はつり工法専用製品は、メーカーが保証する方法により、設置を行ってください。 独自の金具（アタッチメント）などを使用する等して、カバー工法で取り付けられた場合、強度や断熱性能を損なうことがあるため、補助対象として取り扱うことはできません。（発覚した場合、厳正に対処します） なお、カバー工法専用製品をはつり工法で取り付ける場合も同様に補助対象にはなりません。

No.		更新日
41	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 窓とドアの違いはなんですか</p> <p><b>回答</b> 住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を「ドア」といい、それ以外のものを「窓」といいます。ただし、ガラス以外の不透明材料が装着される窓は、対象製品として登録されない場合があります。</p>	2026/04/10
42	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> ドアについてのガラスの交換は対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 補助対象になりません。</p>	2026/04/10
43	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> ドアの枠を交換せずに、扉のみ交換した場合も補助対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 扉のみの対象製品として、事務局に登録されている製品を設置した場合は補助対象になります。設置する製品の詳細はメーカーにご確認ください。 なお、同一住戸の窓の改修と、同一契約内で改修し、本事業で補助を受ける窓と同時に交付申請を行う場合に限り補助対象になります。(やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、事務局にご相談ください。)</p>	2026/04/10
44	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 集合住宅の大規模改修でドアを交換する場合も窓の断熱改修と同時に行う必要があるか、他の窓の工事は1箇所だけでいいですか</p> <p><b>回答</b> 各住戸について窓を同時に改修する場合に限り、ドア交換も補助の対象とします。集合住宅の全住戸のドアを交換する場合も、窓の工事を実施した住戸のみ、ドア交換が補助の対象になります。(全住戸分のドアに係る補助を受けるためには、同一契約内で全住戸の窓を改修する必要があります。やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、事務局にご相談ください。) なお、交付申請は本事業で補助を受ける窓と同時に行う必要があります。別々に交付申請を行った場合、ドア交換は補助対象になりません。</p>	2026/04/10
45	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 本事業で補助の対象となる内窓設置はどのような工事ですか</p> <p><b>回答</b> 本事業では、外皮部分に位置する外窓またはドアの開口面から屋内側へ50cm以内に、平行に設置する内窓設置が補助の対象になります。出窓に設置する内窓についても、この要件を満たす場合は補助の対象になります。</p>	2026/04/10
46	住宅リフォーム:ドア工事	
	<p><b>問</b> 既存のドアの内側に「内窓」として登録されている製品を設置する場合、補助の対象となりますか</p> <p><b>回答</b> 同一住宅の窓の改修と同一契約内で工事を行い、窓と同時に交付申請する場合に限り補助の対象になります。(やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、事務局にご相談ください。) 既存のドアの内側に内窓設置のみを行う工事は、補助対象になりません。</p>	2026/04/10
47	住宅リフォーム:ドア工事	
	<p><b>問</b> ドアの交換や、ドアの内側へ設置する内窓のみで対象にならないのはなぜですか</p> <p><b>回答</b> 本事業は、原則として熱損失の大きい窓の断熱改修に補助を行い、住宅の省エネ化を促すことを目的としています。ドアについては、窓とドアを同時に改修することで住宅全体の断熱性能の一層の向上が見込まれることから、同一住宅の窓の改修と、同一契約内で改修し、窓と同時に交付申請する場合に限り、追加的に補助の対象としました。(やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、事務局にご相談ください。)</p>	2026/04/10
48	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 新たに開口部を設置する場合も対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 新たに設置した外窓・ドアについては、「交換」に該当しないため原則として補助対象になりません。ただし、リフォーム工事後の住宅において断熱等性能等級5を満たす住宅である場合は補助対象になります。なお、いずれの場合もドア単体の交換工事は本事業の補助対象になりません。</p>	2026/04/10
49	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 外窓交換(ドア交換)の、箇所数はどう数えればよいですか</p> <p><b>回答</b> 工事前の数は、ガラス、障子・ドアの数に関わらず、原則、額縁で囲まれた範囲を1として数えます。ただし、外窓・ドアが連窓・段窓、欄間(らんま)付きなどで、方立(ほうだて)・無目(むめ)により分割されている場合は、額縁や方立(ほうだて)・無目(むめ)により囲まれた部分をそれぞれ1として数えます。工事後は、メーカーから発行される性能証明書の発行単位を1として数えます。</p>	2026/04/10
50	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 外窓交換の、大きさはどう測ればよいですか</p> <p><b>回答</b> 工事前の大きさは、原則、提出される工事前後の写真で確認します。工事後の大きさは、性能証明書に記載されたサイズで確認します。必要に応じて、スケールを当てた写真や図面の提出を求めています。</p>	2026/04/10
51	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 外窓交換について、「開口部の拡張」とはなんですか</p> <p><b>回答</b> 開口部の拡張は、当該外窓のために開けられた開口の面積が増加することをいいます。開口の面積が増加しない範囲で、サイズを変更することは可能です。(縦長の外窓を横長に変更する等)複数の開口の面積を合算して、大きな外窓に交換することはできません。</p>	2026/04/10
52	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 外窓交換について、旧規格サイズから新規格サイズの外窓への交換はできますか</p> <p><b>回答</b> 外窓については、開口部の拡張を伴うものは補助対象になりません。ただし例外として、旧規格サイズの製品から新規格サイズの製品への交換に伴い、やむを得ず開口部を広げ、その拡張幅が縦と横それぞれ11cm以下である場合、補助対象とします。 なお、申請にあたっては、以下の点にご注意ください。 ・交換前の数を上回る数の製品に対して補助を受けることはできません。 ・審査において疑義が生じた場合、スケール等で交換前の外窓のサイズが確認できる写真を求めることがあります。(提出できない場合、補助対象になりません)</p>	2026/04/10
53	住宅リフォーム:開口部	
	<p><b>問</b> 既存の外窓(ドア)を取り外さず、外側に新たな外窓(ドア)を設置する場合対象になりますか</p> <p><b>回答</b> 設置する外窓(ドア)が事務局に登録されており、メーカーが保証する方法により設置を行う場合は補助対象になります。ドアについては、設置するドアが事務局に登録されており、同一住戸の窓の改修と、同一契約内で改修し、窓と同時に交付申請する場合に限り補助対象になります。</p>	2026/04/10

No.		更新日
54	住宅リフォーム:開口部	
	問	既存の内窓を取り外さず、内側に新たな内窓を設置する場合対象になりますか
	回答	設置する内窓が事務局に登録されており、メーカーが保証する方法により設置を行う場合は補助対象になります。ドアについては、設置するドアが事務局に登録されており、同一住戸の窓の改修と、同一契約内で改修し、窓と同時に交付申請する場合に限り補助対象になります。
55	住宅リフォーム:工事写真	
	問	工事写真に、工事看板やスケールは必要ですか
	回答	本事業の工事前、工事後、工事着手の写真に、工事看板やスケールの有無は問いません。
56	住宅リフォーム:工事写真	
	問	工事の際、工事前の写真を撮り忘れてましたが交付申請できますか
	回答	工事前写真がない場合、交付申請できません。 なお、先進的窓リノベ2026事業においては、工事前写真提出免除依頼書はありませんので、忘れずに工事前写真を撮影してください。
57	住宅リフォーム:工事写真	
	問	交付申請の予約に必要な「工事着手したことがわかる写真」とはなんですか
	回答	本事業の補助を受けるには、補助対象であるすべての窓の工事前と工事後の写真の提出が必要になります。 交付申請の予約は、工事着手以降に行います。 予約時は、補助対象であるすべての窓の工事前写真(各1枚ずつ)、及び工事の着手が確認できる写真(1工事につき1枚)の提出を求めます。 着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、窓の工事に限りません。 なお、工事箇所に不可逆的な変化(工事完了でも可)が確認できない以下に該当するものは、着工写真と取り扱わず、予約が受理されない場合があります。 ・容易に移動できる物品(工具、脚立、障子、カーテンなど)の設置・移動した写真 ・工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真等
58	住宅リフォーム:工事写真	
	問	火事や地震で損壊した開口部に窓等を設置する場合、工事前写真はどのように撮影したらよいですか
	回答	工事前の写真では、破損した開口部や、修繕中の壁面の写真等、対象製品の設置前であることが確認できる写真を撮影してください。 工事後の写真では、同じ開口部について設置工事が完了したことが確認できる写真を撮影してください。
59	住宅リフォーム:性能証明書	
	問	住宅省エネ2025キャンペーンの記載がある性能証明書が発行されていますが、申請に使用できますか
	回答	本事業の対象製品の性能証明書は、使用できます。 ただし、本事業は一部要件と補助額を見直していることから、性能証明書が発行されている場合でも、本事業の対象製品に該当しない場合があります。